

2006年度  
**倒産法講義**  
民事再生法 2

関西大学法学部教授  
栗田 隆

# 倒産法講義 民事再生法 第2回

---

## 第2章 再生手続の開始

1. 再生手続開始の申立て (21条—32条)
  - a. 再生手続開始の要件
  - b. 保全処分
2. 再生手続開始の決定 (33条—53条)
  - a. 再生債務者等
  - b. 双方未履行契約
  - c. 取戻権
  - d. 別除権

# 再生手続開始原因(21条)

開始原因	債務者	申立権者
破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあること	限定なし	債務者（1項） 債権者（2項） 外国管財人 (209条1項)
債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと	事業者	債務者（1項）

# 債務者の申立て

---

- 法人の場合には、通常の意思決定機関の決議による。
- 破産法（19条）と異なり、個々の理事や取締役には申立権はない。

# 申立書の基本的記載事項（民再規12条）

---

- 申立人（法定代理人）の名称・住所
- 再生債務者（法定代理人）の名称・住所
- 申立ての趣旨
- 再生手続開始の原因たる事実
- 再生計画案の作成の方針についての申立人の意見

濫用的申立を防止するために、次の事項の疎明が要  
求されている（疎明がないと却下）。

	再生手続開始の原 因となる事実	申立人の債権
債務者申立て	必要	
債権者申立て	必要	必要

# 費用

---

- 申立手数料 1万円
- 費用の予納 (24条) 裁判所が事件の諸要素を考慮して定める。

# 消極的条件（25条）

---

次の場合には、棄却しなければならない

- 費用の不納付
- 破産手続・整理手続・特別清算手続の続行が債権者の一般の利益に適合すること（ex. より多くの配当が得られるとき）
- 再生計画の見込みのないことが明白なとき（明白でなければ再生手続を開始する） or
- 不誠実な申立

# 判断資料

---

- 申立人の提出する資料
- 労働組合等の意見聴取により得られた資料（24条の2）
- 職権調査により得られた資料

# 保全処分

---

- 他の手続の中止命令（26条）
- 強制執行等の包括的禁止命令（27条-29条）
- 仮差押え、仮処分その他の保全処分（30条）
- 担保権の実行手続の中止命令（31条）

# 再生手続開始申立ての取下げ（32条）

---

裁判所の許可は不要

保全処分

裁判所の許可を得なければならない（32  
条2文）

再生手続開始決定

取下げ不可

# 再生手続開始の決定

---

- 開始の宣言 決定書に決定の年月日時を記載する（規17条2項）。決定は、この日時から効力を生ずる（33条2項）。
- 同時処分（34条）
  1. 再生債権届出期間（1項）
  2. 再生債権調査期間（1項）
  3. 大規模再生事件における通知・呼出しの省略（2項）

# 付隨処分1（35条）

---

- 公告（1項・2項）
  1. 再生手続開始の決定の主文
  2. 債権届出期間
  3. 社債権者の議決権についての特例
  4. 大規模再生事件において通知・呼出しの省略を決定した場合には、その旨

## 付隨処分2（35条）

---

次の者に公告事項を通知する

- 再生債務者（3項1号）
- 知っている再生債権者（3項1号。4項に注意）
- もし選任されていれば、監督委員、管財人又は保全管理人（3項2号）

# 不服申立て（36条）

---

- 手続開始申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
  1. 却下決定に対しては、申立人
  2. 棄却決定に対しては、申立人・債権者
  3. 開始決定に対しては、申立人でない債務者・債権者。その他に、理事・取締役・株主が問題となる。

# 再生債務者の地位（38条）

---

- 原則
  - 1. 業務の遂行・財産の管理・処分権の保有
  - 2. 再生手続の追行 誠実に追行する義務を負う
  - 3. 代表者、決議機関はそのままである。
- 例外 管理命令（64条1項）が発せられた場合
  - 1. 業務遂行権・財産の管理処分権は管財人に専属する（66条）

## 再生債務者等（2条2号）

---

=業務を遂行し財産の管理処分を行う者（財産管理者）

- 管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者、
- 管財人が選任されている場合にあっては管財人をいう。

# 再生手続開始決定の効果 他の手続の中止等（39条）

次の手続の新規申立てはできない

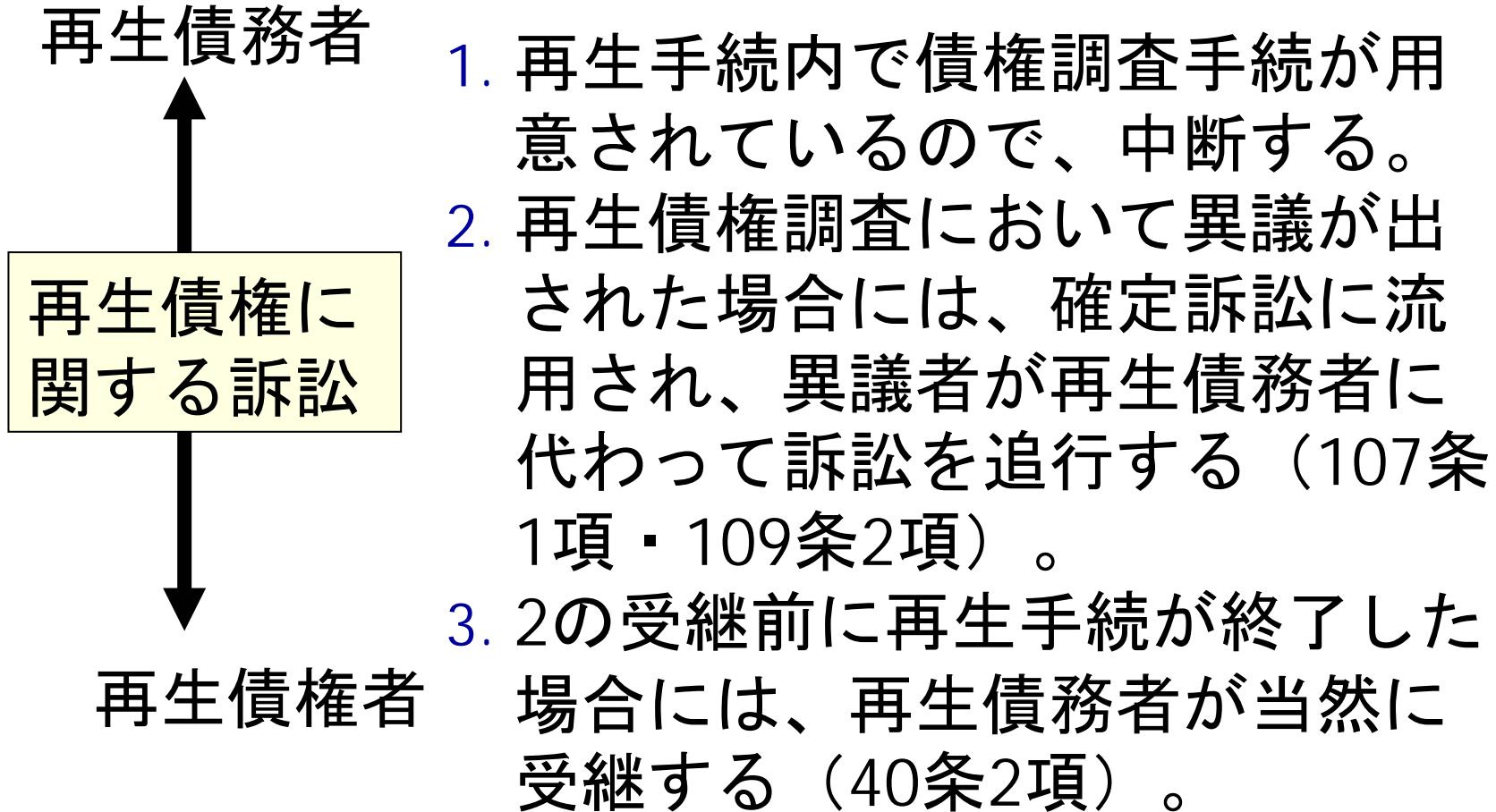
	問題となる手続	先行している場合
倒産 処理 手続	破産手続開始	中止
	再生手続開始	
	整理開始	失効
	特別清算開始	失効
個別 執行	再生債権に基づく強制執行・仮差押え・仮処分	中止
	財産開示手続	中止

# 影響を受けないもの

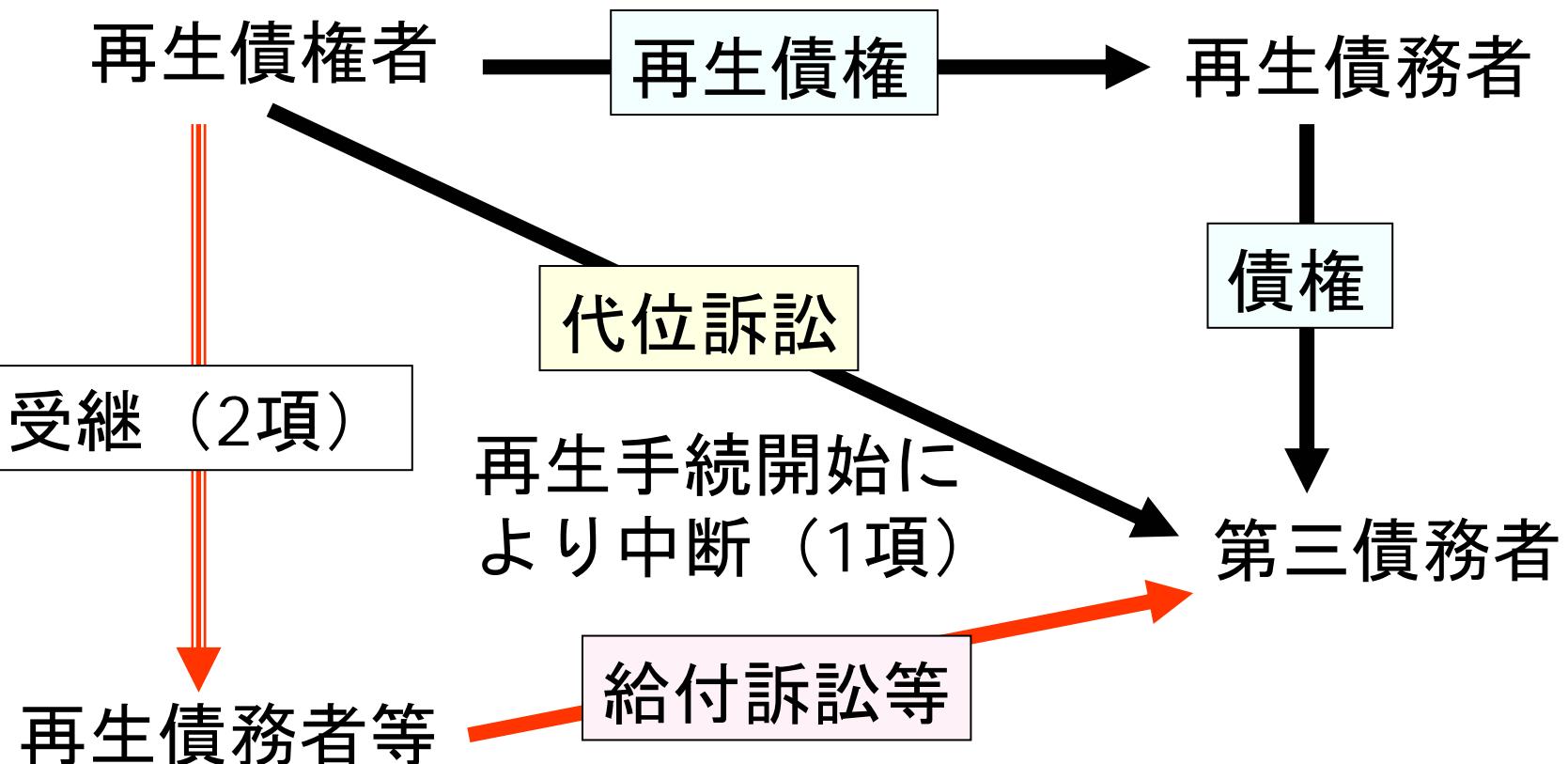
---

- 取戻権に基づく執行手続（52条参照）
- 別除権に基づく執行手続（53条2項） 但し、  
31条による中止命令および担保権消滅請求  
(148条) の制度に注意

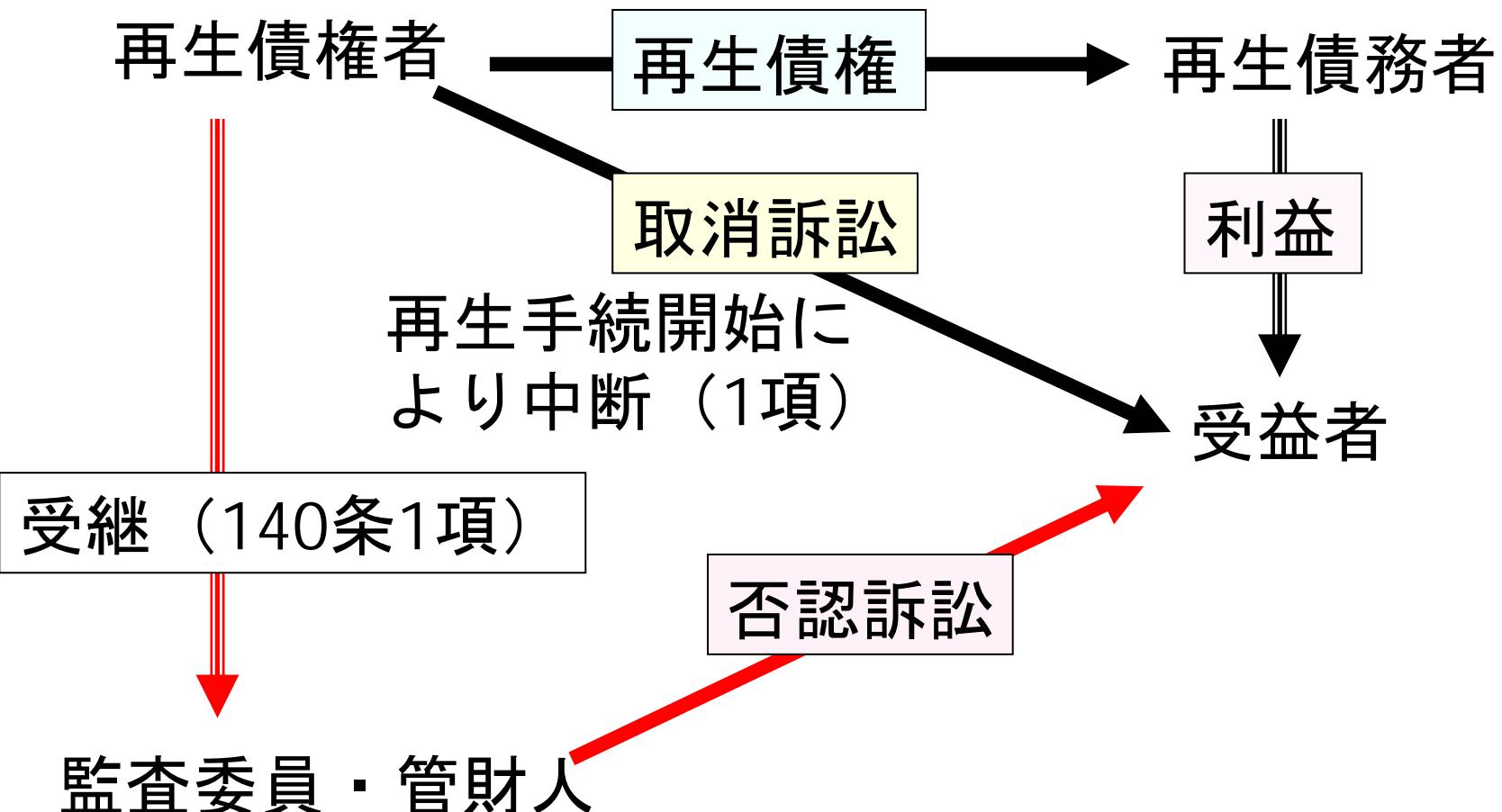
# 訴訟手続の中斷（40条）



# 債権者代位訴訟（40条の2）



# 詐害行為取消訴訟（40条の2）



# 続一次のものについても同じ

---

- 否認の訴訟
- 否認請求認容決定に対する異議の訴訟（破産175条）

# 再生債務者等の行為の裁判所によるコントロール（41条・42条）

---

- 41条1項列挙の行為については、裁判所は、必要があると認めるとときは、裁判所の許可を得なければならぬものとすることができる（41条1項）。
- 営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡は、常に裁判所の許可が必要（42条1項）。

# 営業譲渡の代替許可（43条）

再生手続開始  
債務超過の場合

株式会社 ← 関心喪失 — 株主

株主総会の成立が实际上困難  
営業譲渡の決議ができない場合がある

裁判所の許可で代替させる

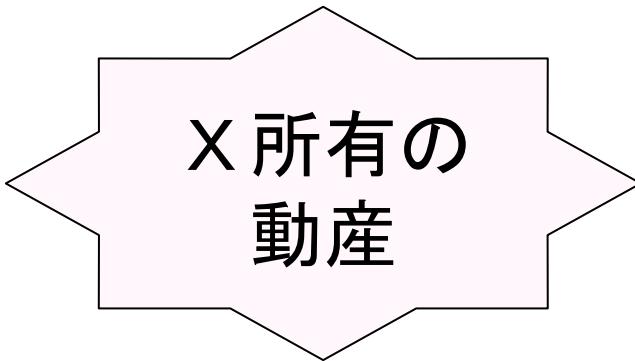
# 開始後の権利取得の制限（44条） (現破産法54条と同趣旨)

再生手続開始

商事債権者

X

Y



X 所有の  
動産

Xの行為によらずにYが占有を取得しても、Yは商事留置権を取得しない

# 開始後の登記及び登録（45条）

## （破産法49条と同趣旨）

登記原因＝不動産の売買契約

### 再生手続開始

登記又は1号仮登記は、再生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

ただし、登記権利者が再生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記は、主張できる。

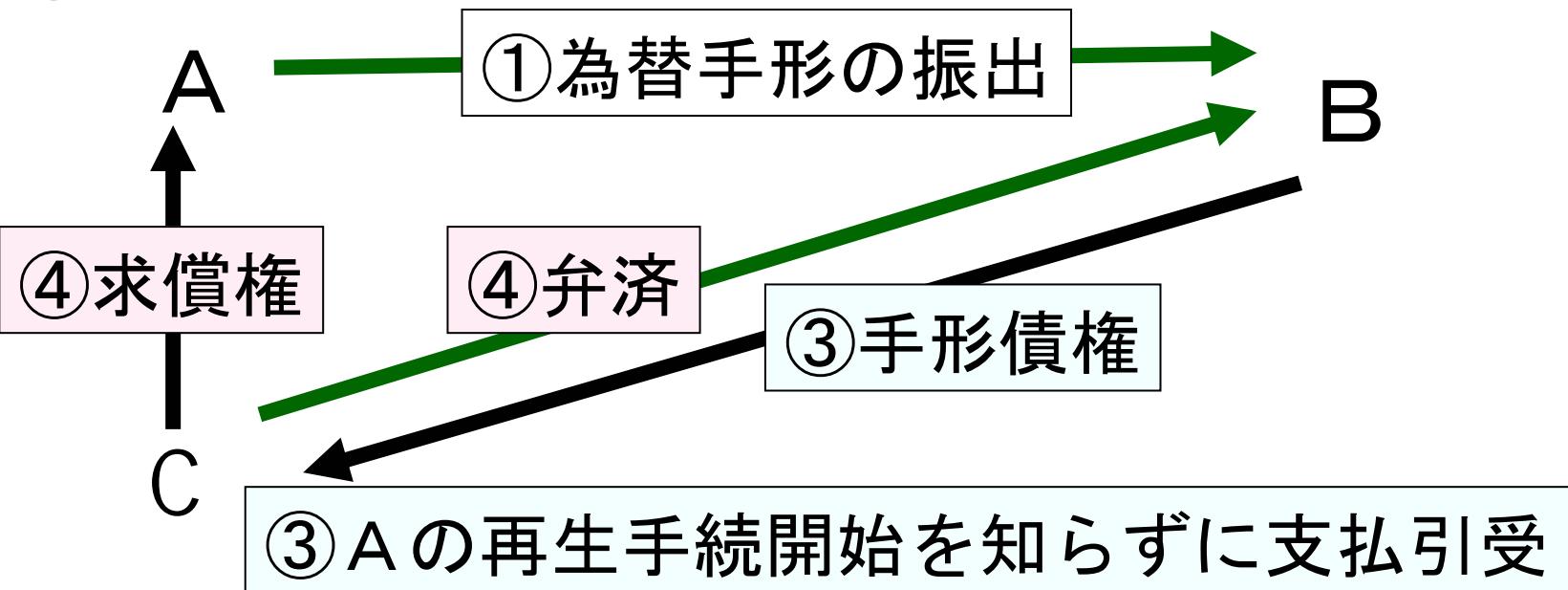
# 開始後の手形の引受け等（46条） (破産法60条と同趣旨)

---

- 手形や小切手の引受人あるいは支払人が振出人等の再生手続開始を知らずに支払いを引き受けあるいは支払いをしたとき、その償還請求権は、再生債権になる。
- 再生手続後に原因のある債権であるが（84条の例外として）、手形・小切手取引の円滑化のために、再生債権とされている。

# 46条の設例

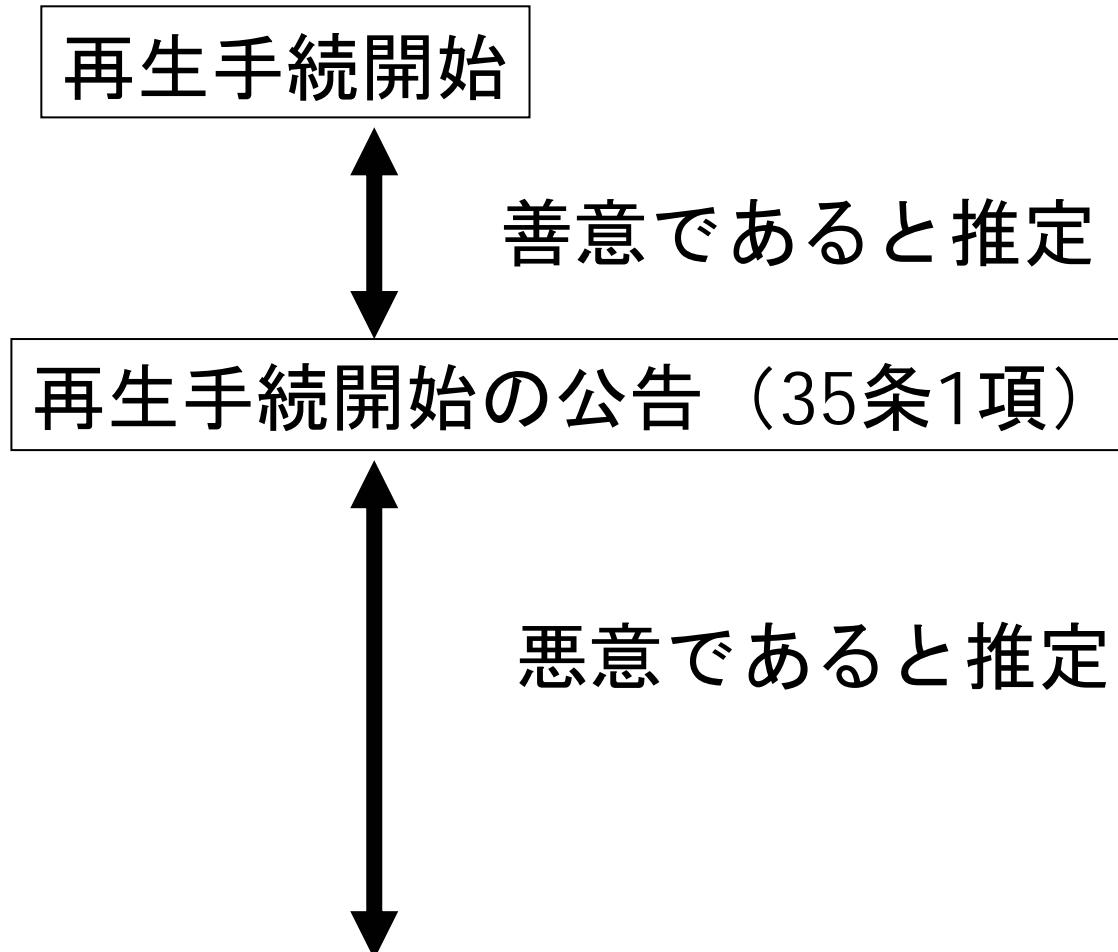
## ②再生手続開始



Cが弁済時にAの再生手続開始を知っていた場合  
でも、Cの求償権は再生債権となる

# 善意又は悪意の推定（47条）

---



## 共有関係（48条）

---

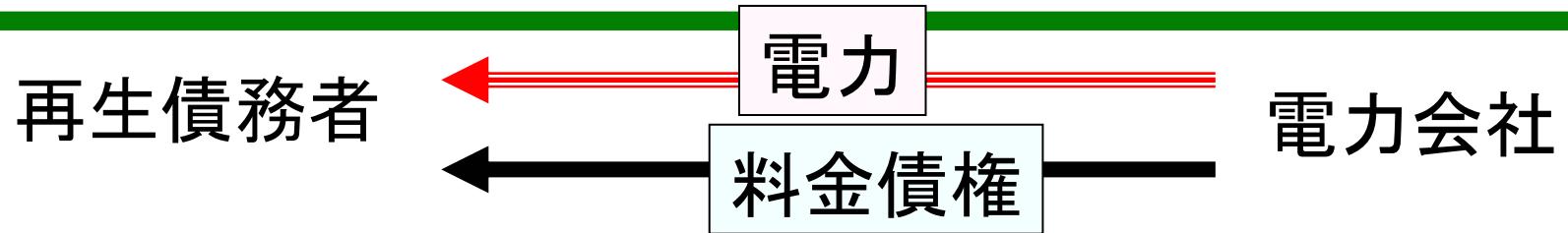
- 再生手続の追行を容易にするために、共有物の分割が必要となる場合がある。
- 不分割特約にかかわらず分割可能
- 他の共有者は、相当の償金を支払って再生債務者の持分を取得することができる。

# 双方未履行契約（49条） (破産53条と同趣旨)

---

- 再生債務者等の履行または解除の選択権（1項）
- 相手方の確答催告権（2項）
- 労働協約への不適用（3項）。再生を目的としているためである。破産法にはない規定。
- 履行選択の場合には、相手方の請求権は共益債権となる（4項）。
- 破産法54条の準用（5項）

# 継続的給付を目的とする双務契約（50条）



料金不払い⇒履行拒絶理由にならない  
(1項)

5月10日再生手続開始申立

5月分の料金を含めて、この間の料金債権は共益債権 (2項)

再生手続開始決定

# 取戻権（52条）

---

- 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさない。
- 破産法の規定の準用
  1. 63条1項・2項
  2. 63条3項
  3. 64条

# 別除権 (1) (53条)

---

- 再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権
  1. 特別の先取特権
  2. 質権
  3. 抵当権
  4. 商事留置権
- 再生手続によらないで、行使することができる(53条2項・177条2項)

## 別除権 (2)

---

- 担保権消滅制度がある（148条以下）
- 不足額主義（88条・94条2項・160条）